

カバードワラントに関する説明書

SBI イー・トレード証券株式会社

この説明書は、証券取引法及び日本証券業協会の規則に基づき、カバードワラントの取引・商品の特性及び取引に伴う損失の危険性（リスク）について説明するものです。

カバードワラント取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険性もある取引です（但し、最大損失額は買付代金に限定されます）。したがって、カバードワラントの取引を行うに当たっては、本説明書の内容及び個別の取引・商品資料等により、個別のカバードワラントの取引の仕組み、特性及び潜在的な損失の可能性を十分ご理解した上で、お客様の資力、投資経験及び投資目的に照らして適切であると判断された上で行ってください。

本説明書は、カバードワラントの取引に関する一般的なリスク等について説明するものであり、個別の取引・商品に関する詳細な事項及びリスクにつきましては、各個別の「外国証券内容説明書」（又は目論見書）及び取引資料等をご確認ください。また、リスクが本説明書に記載の事項に限定されていることを保証するものではありません。カバードワラントの投資を決定する前に、当該投資に係わる法務、税務及び資産運用等に関する事項について十分認識のうえ取引を行ってください。

カバードワラントとは

カバードワラントはオプションを表示する証券又は証書であり、当該オプションは証券取引法上に定められる有価証券等を対象とするものです。（ただし、そのオプションの取引の特徴や仕組みは従来の上場有価証券オプション取引とは異なり、定型化されておりません。）

カバードワラントは、一般的には原資産の発行企業とは無関係の企業（金融機関、証券会社等）により発行され、それぞれのカバードワラントには、対象となる原資産、満期日、権利行使価格、取引・決済の方法等が定められております。これらは、各取引・商品毎に異なりますので、個別の取引・商品内容をご理解いただく必要があります。

カバードワラントの取引に関する主なリスク

期間リスク

カバードワラントには満期があり、この満期日を経過するとその価値はなくなり、取引が行えなくなります。カバードワラントを買付けた後、満期日までに権利行使又は売却を行わない場合には、権利は消滅します。この場合、投資資金の全額又は一部を失うことがあります。

カバードワラントを買付けた後は、満期日までに権利行使又は売却するか、満期日まで保有することになります(*1)。満期日（又は計算の基準日）において、原資産の価格又は指数が権利行使価格を上回る(*2)場合には決済金額が発生します。しかし、原資産の価格又は指数が権利行使価格と同価格か下回る(*2)場合には、決済金額が発生せず、カバードワラントの価値はなくなります。また、期限を残していても、原資産の価格又は指数が権利行使価格を大幅に下回る(*2)場合、価値が限りなく無いに等しくなることもあります。そのため、投資資金の全額が損失となる場合があります。

ゴールドマン・サックス・インターナショナルにより、2004年8月以降に新規に発行されるカ

バードワラントで、2005年2月以降、対象となる原資産1株に対して2株を超える割合で株式分割が行われる場合、当該カバードワラントの新規の販売は、株式分割権利付売買最終日の3営業日前から停止されます(*3)。また、株式分割権利付売買最終日に当該カバードワラントの満期前強制買戻しが行われ、ゴールドマン・サックス・インターナショナルは当該カバードワラントの保有者に対して、その対価として同日の取引開始時に通常の売買が行われたと想定した場合に買取価格として提示される価格に5%を上乗せした金額を支払います。但し、2006年11月16日以降においては、2006年3月以降に発行されたeワラント(2006年11月16日以降に満期を迎える全ての個別株式対象のeワラントはこの条件を満たす)であること、関連株式の株式分割に係る効力発生日が基準日の翌日であること、及び本ワラントのマーケット・メイクを継続することが可能と計算代理人が判断していること、という以上3つの条件が全て満たされている場合にはこの規定は適用されません。

(*1) 商品によっては、満期日前に取引ができなくなることもあります。

(*2) 商品によっては「上回る」、「下回る」又は指定する条件範囲に合致した場合等の場合があります。また、「上回る」、「下回る」はコール型に該当し、プット型の場合はその逆になります。

(*3) 買取は、株式分割権利付売買最終日の前営業日まで継続されます

価格変動リスク

カバードワラントの価格は、その原資産の価格又は指数の変動、カバードワラントの残存期間、金利変動等さまざまな要因により変動します。カバードワラントの価格変動は、対象原資産の価格又は指数変動に比べて一般的に大きくなる傾向があるため、損失を被る可能性も高くなります。加えて、残存期間が短いほど価格変動リスクが高くなります。また、対象原資産の価格又は指数とカバードワラントの価格が連動しない場合や逆の方向に変動する場合、原資産の価格又は指数が一定であってもカバードワラントの価格が変動する場合、原資産の価格又は指数が変動してもカバードワラントの価格が一定である場合もあります。

信用リスク

カバードワラントを発行する会社が倒産などの事態に陥った場合、カバードワラントの権利に係る対価の一部又は全部が支払われない可能性があります。また、原資産の発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むこともあります。

流動性リスク

カバードワラントは、投資家に対して売買に応じる証券業者等(マーケットメーカー)が売り気配、買い気配を提示します。この気配値は、通常の市場環境において提示されますが、あくまで取引の参考として提示されるものであり、必ずしもその気配値で取引が行われるものとは限りません。また、原資産の取引が停止等されている場合や、当社及び証券業者等(マーケットメーカー)のシステム等の障害、停電その他の事由により取引が行えない場合もあります。

なお、一部のカバードワラントには流通市場が存在せず、中途売却することができないものがあります。

また、カバードワラントのミストレード規程に該当する場合を除き、マーケットメーカーが適切と判断する情報等に基づいてその時々決定した価格にて約定されます。ただし、マーケットメ

ーカーはこれらの情報等の正確性を保証するものではありません。マーケットメーカーは、自己の判断によって、一部または全ての銘柄のマーケットメイクを停止又は終了する場合があります。さらに、マーケットメーカーによるマーケットメイクの終了やその他の理由により、カバードワラントの満期日以前に、マーケットメーカーが変更される場合があります。

取引手数料等の影響

カバードワラントの取引には取引手数料等がかかります。取引を行うにはこの取引手数料等を考慮する必要があります。取引金額が少額の場合には、取引金額を上回る手数料等を負担しなければならない場合があります。

税務リスク

カバードワラントの取引に係る税制上の取扱いは、現行では総合課税となります。ただし、この税法上の取扱いが将来変更されたり、税務当局がこれと異なる解釈を示した場合には、変更の内容により利益又は不利益を被ることがあり得ます。

為替変動リスク

カバードワラントが外貨建ての場合やその対象原資産が外貨建ての場合には、為替変動リスクがあります。

異常値による約定の取消リスク

合理的な価格から著しく乖離された価格(異常値)で取引が成立した場合(ミストレード)、マーケットメーカーにより一旦成立した取引が無効とされる場合があります。

バスケットワラントに関するリスク

バスケットワラントの原資産となる指数を掲載する計算代理人が何らかの理由で価格を算出できなくなるリスクがあります。また、算出された指数が容易に入手できなくなるリスクがあります。